

# ノージックのロック的但し書きの再解釈から導出される再分配的原理 ——リバタリアニズムの新たな展望——

大工 章 宏

## 1. 序論

現代政治哲学の復興の嚆矢となった理論が、ジョン・ロールズによる『正義論』で提示されたりベラリズムであるならば、その批判の鎗矢となった理論は、ロバート・ノージックによる『アナキー・国家・ユートピア (Anarchy, State, and Utopia)』(以下ASUと表記)で提示されたりバタリアニズムであろう (Nozick [1974], Rawls [1971])。両者はともに自由を重視する理論ではあるものの、その自由の扱いには相違する点がある。

両者の自由に関する議論における相違点のうち大きなものとしては、「再分配」に対する態度が挙げられるだろう<sup>(1)</sup>。ロールズの議論が再分配を肯定的に捉えていたのに対して、ノージックの議論はそれを基本的に否定的に捉えているのである。しかし、このことは現代では右派リバタリアニズムとされる、ノージックの議論の立場を不利なものにする一因になってしまった。なぜならば、右派リバタリアニズムは、ある時点での分配状態において生じている直観に反する状況(特に経済状況)に、説得的な是正措置を提案することが難しいからだ<sup>(2)</sup>。

本稿の目的は、そのような右派リバタリアニズムにおける状況を乗り越えるために、ノージックの議論を検討して、右派リバタリアニズムにおける再分配的原理を改めて提示することである。特に本稿では、ノージックのASUで、数少ない再分配的制度の肯定を含意する概念である、ある無主物の専有後に生じる他者の状況

の悪化を勘案してその専有の正当性を判断する「ロック的但し書き」に新しい解釈を与えることに注力する<sup>(3)</sup>。

ノージックによって導入されたロック的但し書きは、ジョン・ロックの『統治二論』における正当な専有の条件である、「充分かつ同質 (enough and as good)」の共用物を残しておくという条件と、専有している物を腐敗させたり破壊したりしてはならないとする条件の両方を含むものではない (Locke [1988: 287-288, 290=2010: 326, 329-330])。ノージックはロックの挙げた正当な専有の条件のうち、専有の際に他人に「充分かつ同質 (enough and as good)」の共用物を残しておくという条件の方に着目している。このロック的但し書きは現代政治哲学においても重要な概念であり、気候正義や気候難民、排出権といった実践にも関わることから、再分配がなされる条件となる基底線 (baseline) の設定問題に至るまで、様々な観点から検討がなされてきているものである。

本稿ではノージックの導入したロック的但し書きについて、無主物の定義に関わる「無主物の特性 (character of bona vacantia)」と「到達可能性 (reachability)」という二つの概念を考慮すると、専有物に思われても本質的には無主物として扱うべきものがあると指摘する。それ故、不当な専有と見做されるものを手放すか賠償という形で再分配することが必要となり、ノージックの導入したロック的但し書きは広く適用されうる再分配的原理であることを示す。

最後に、この再分配的原理に基づいて、格差問題など右派リバタリアニズムに対して投げられている懸念についても回答しうる展望を示して、本稿を終えることとなる。

## II. 右派リバタリアニズムの状況と「再分配」

右派リバタリアニズムの再分配的原理を示していく前に、本稿では、ジェラルド・A・コーエンによって以下で述べられている自己所有権概念に対し、大きく変更を加えていない理論を右派リバタリアニズムとして扱うことにする。

なぜならその哲学〈リバタリアニズム〉の主要な関心は、自由ではなく、自己所有権命題である。これは、各人が自分自身の人格と力の道徳的に正当な所有者であり、“それ故に”、各人は（道徳的に言って）、その力を自分の望むように自由に使えるが、他者に攻撃的に展開しないことが条件である、というものだ。（Cohen [1995: 67] 強調は原文のまま〈内は筆者〉）

また、右派リバタリアニズムにおいて再分配的原理を改めて示すことの意義を述べる必要もあるだろう。すなわち何故、「再分配」を否定する強固な自己所有権と、そこから導出される同様に強固な私的所有権という、右派リバタリアニズムの立場を部分的に否定するようなものを提示しなければならないのか、という疑問に答える必要がある。そして、その答えは現在のリバタリアニズムにおける「再分配」に関する議論の状況を分析することで、右派リバタリアニズムの「再分配」に対する議論の行き詰まりとして示されるだろう。

本節の目的の一つは、「再分配」に関する右派リバタリアニズムの議論の行き詰まりは、ノージックによるロック的但し書きの解釈にある

ことを示すことだ。そのためまず、主に現代においてリバタリアニズムに分類される諸議論の中で、「再分配」に関する理論において右派リバタリアニズムが十分に直観的な議論を提示することができていない状況と、それを打開するために提示されてきた議論について検討する。具体的には、右派リバタリアニズムの「再分配」に関する議論において難点とされているものが、ノージックのロック的但し書きに対する彼自身の解釈に起因するものであり、この但し書きに着目する必要性を示す。

ノージックによって提示された、現在では右派リバタリアニズムと呼ばれる立場は、現代政治哲学の領域において重要と見做されていることは確かだ。一方で、同じリバタリアニズムに分類される議論の中でも、「再分配」を肯定的に捉える左派リバタリアニズムや新古典的自由主義（neoclassical liberalism）といった立場の方が、右派リバタリアニズムに比べれば、再分配的制度（あるいは再分配的原理）において議論の発展が見られる。たとえばジェイソン・ブレナンを始めとしたPPE（politics, philosophy, and economics）アプローチを採用した新古典的自由主義のように、貧困者の救済などを含む社会正義を重視することによって「再分配」を正当なものとする立場や、マイケル・オーツカを始めとした左派リバタリアニズムのように、平等主義を核に取り込むことによって「再分配」を肯定する立場は、右派リバタリアニズムと比較すると「再分配」に関する議論を積極的に展開できている（Brennan [2012], Otsuka [2003]<sup>(4)</sup>）。特に左派リバタリアニズムは本稿と同様にノージックの議論のコアな部分を用いつつも、「再分配」についての議論を提示できている。そのため本稿では主に左派リバタリアニズムへの批判的検討を行いつつ、右派リバタリアニズムの再分配的原理を示していくことになる。

右派リバタリアニズムの提唱者たるノージック自身のASU以降の言葉によって、右派リバタリアニズムにおいて「再分配」を積極的に行うことを認めうる原理を導出することは難しいとされている<sup>(5)</sup>。

私がかつて提唱したリバタリアンの立場は、今となっては重大な欠陥があるように思われる。その理由の一つは、人道的な配慮や共同の協力的な活動をより緊密に編み込む余地を残していなかったからだ。それは、問題や課題に対する公的な政治的関心が、その重要性や緊急性を表す道筋であり、それゆえ、それらに対する私的な行動や関心を表し、強化し、方向づけ、奨励し、有効化するため、象徴的に重要であることを軽視していたためである。(Nozick [1989: 286-287])

このノージック自身の人道的配慮や、共同の協力的な活動 (joint cooperative activity) が含意する公的な政治的関心における象徴性の検討不足に対する反省にあるように、人道的配慮不足や公的な政治的関心における象徴性の軽視といった批判に対して、右派リバタリアニズムでは十分に応答できないとみられた。このうち注目したいのは、人道的配慮についての検討不足を認めるノージックの反省の弁である<sup>(6)</sup>。

これらの批判のうち「再分配」に起因する問題である人道的配慮の不足について、ノージック的な議論に基づいて応答することに成功している可能性があるものが、オーツカやヒレル・スタイナー、ピーター・ヴァレンタインに代表される左派リバタリアニズムである (Otsuka [2003], Steiner [1994], Vallentyne [2007])。左派リバタリアニズムはおおよそノージックの議論をベースに展開されており、一見、右派リバタリアニズムの発展型のようにも思われる。確かに、平等主義的要素を組み込むことで、障害者

や貧しい人々への再分配を要請するものとして位置づけ正当化することを試みて、従来の右派リバタリアニズムよりも再分配について肯定的なものとし、直接人道的配慮を組み入れるわけではないという点で、本稿で提示する議論と近い部分はある。

けれども平等主義的概念を基底に置いた自由の最大化という点において、リバタリアニズムの核となっている私的所有権を弱めてしまっている可能性は否めないだろう。そして何より平等主義的なアプローチをとる左派リバタリアニズムと、ノージックの提示した右派リバタリアニズムとは、自己所有権に対する見解において認識を違えており、それを左派リバタリアニズムは不可侵のものではないと見做している点は重要である<sup>(7)</sup>。

このように、人道的配慮の軽視がはらむ問題を回避するべく右派リバタリアニズムから離れることによって、現在のリバタリアニズムは発展してきているといえる。しかし、右派リバタリアニズムの立場は、本当に人道的配慮についてカバーする構想を提起しえない立場なのだろうか。

その問いには、右派リバタリアニズムにおいて数少ない再分配的原理とみなしうるロック的但し書きについてのノージックの解釈を検討することによって応答しうる。具体的には、ノージックのロック的但し書きの再構成を通じて、左派リバタリアニズムよりも穏当に、リバタリアニズムの特性である自己所有権の本源性を損なうことなく、直観に適合する再分配原理を支持しうる構想を右派リバタリアニズムは提示できるだろう。

### Ⅲ. ロック的但し書き

#### Ⅲ.1. ノージックの曖昧さ

本節と次節では、ノージックのロック的但し書きの解釈について検討を加えて、到達可能性

アプローチと呼ぶことになるロック的但し書きの解釈を示すことになる。

右派リバタリアニズムは、基本的にどのような状況においても「再分配」に否定的な立場を取ることは事実である。それ故、先に述べたように人道的配慮を軽視しているとされて批判が為されてきているものの、ノージックの提示した右派リバタリアニズムは、ロック的但し書きという再分配的原理を採用していることに着目すべきであろう<sup>(8)</sup>。

ノージックが導入したロック的但し書きは、ジョン・ロックの『統治二論』における正当な専有の条件である「充分かつ同質 (enough and as good)」の共用物を残しておくという条件に着目し、提出されたものである (Locke [1988: 287-288=2010: 326])。このロック的但し書きについては、現代政治哲学において多くの議論が為されてきている。それらは一般的な財の分配に関連するものだけでなく、気候正義の文脈や、後に触れる基底線 (baseline) と呼ばれる、ロック的但し書きが適用される境界についての議論など様々な論点・観点から論じられてきている<sup>(9)</sup>。

そして、多くの検討において重視されてきているのは、概してロック的但し書きの正当な適用範囲を支える解釈に関するものと言える。しかし、ノージックが導入したロック的但し書きは、様々な解釈が可能である。故にノージックのロック的但し書きの解釈は、その適用範囲について曖昧なままであり、再分配的原理としては具体性に不足していると言える。

実際、再分配的原理としてノージックの議論の中で提示されているロック的但し書きは、「この但し書きが、実際に適用されることは、(ほとんど?) 全く無いだろう」と、その適用範囲については狭いものになると想定するに留まっている (Nozick [1974: 179=1994: 301])<sup>(10)</sup>。ノージックはロック的但し書きについて軽視して

いたわけではないものの、原始獲得論を導入するに当たって重要な概念であったにもかかわらず、その解釈において正当化される適用範囲については曖昧な部分を残している (Nozick [1974: 150=1994: 255])。このことから、ノージックにとってロック的但し書きの必然性 (ロックの獲得論に伴うもの) と、作用の存在 (再分配的機能) を示す必要はあったものの、その適用範囲についてはあまり関心がなかったように思われる。

それ故但し書きは、リバタリアニズムにおいて再分配的原理として改善しうる、あるいはより洗練しうるものとして見做しうる。このことから適用範囲の拡大を伴う形での但し書きの変更による、オーツカの「所有以前の世界資源を手に入れることができるのは、他の人々が等しく有利な形で手に入れることができるように、十分な量を残す場合かつその場合のみである」という平等主義的但し書き (the egalitarian proviso) や、マックによる自己と世界との関係である世界相互作用力 (world-interactive powers) に着目した自己所有権但し書き (Self-Ownership Proviso) といった構想が提示されてきている (Otsuka [2003: 24], Mack [1995: 186])<sup>(11)</sup>。そして、リバタリアニズムにおけるこれらの但し書きの変更は、ノージック自身のロック的但し書きの解釈よりも、さらなる再分配を要請する含意があることは否めないだろう<sup>(12)</sup>。

けれども、左派リバタリアニズムや自己所有権的但し書きを展開したマックの議論のように再分配的原理の適用範囲を、但し書きを変更して拡大するのではなく、ノージックの (右派) リバタリアニズム構想を基礎とするならば、適用範囲は彼自身の想定よりも広くなる。つまり、右派リバタリアニズムにおいて、ロック的但し書きに変更を加えることなく「再分配」に関するより有効な議論を提供することが可能である。

また、のちのノージックが認めたように、人



道的配慮という要素を組み入れる意義を認めなくても、直観に適う判断を下しうることを示すものにもなる (Nozick[1989: 286-287])。つまり、ASU以降にノージックが導入を訴えるに至った人道的観点を導入せずとも、右派リバタリアニズムにおける再分配的原理の適用範囲は広く直観に適う判断を下しつつ、独自性を保つことができることを示す。

先述したように、ノージックは、ロック的但し書きの適用範囲は非常に狭いと考えていたと考えられる。実際、このことはノージック自身の基底線に対する認識における問題に関わってくる。次項ではその点について、これまで等閑視されてきた、ノージックの特許権にかかわる知的財産や発明品に関する議論をふまえて検討する。なぜならば、これらの議論は、ノージックによって提示されたロック的但し書きの適用例の中でも生命の危機に関わらないにもかかわらず適用されるものとなっており、どのような状態が但し書きにかかわってくるのかを知る手がかりとなるからだ。

### III.2. 基底線は何処に？

ロック的但し書きの適用という議論において重視される対象は、多くの場合、他者の立場を悪化と見做すかどうかを判断するための基底線についてである。ヨアヒム・ヴンディッシュは、ノージックの基底線の議論について「ノージックは但し書きの基底線（問題の悪化が測られる基準）について多くの議論を残しているが、但し書きの効力はこの基底線の解釈にかかっていることは明らかである」と述べている (Wündisch [2013: 206])。

このように基底線の議論はノージックのロック的但し書きにおいても重要であるとみなされていることは確かだ。しかし、ノージックはこの基底線について最終的に具体的な検討を以下のように放棄してしまう。

ロック流の専有は、人々の地位を悪化させないというが、それは、どのような状態と比べてのことなのか。この基底線設定問題は、ここで可能な程度を越えた詳細な検討を必要とする。(Nozick [1974: 177=1994: 298])

基底線の具体的な設定についてノージックは詳細な議論を行わなかったことは事実であるものの、井上彰によってその想定される基底線の位置は整理されている。それは、諸個人がより悪い立場に置かれるという状況（基底線を下回る）について資源が利用できなくなったことで福利が低下した状況を境遇悪化と見る「弱い解釈」と、それにくわえて、その獲得によって他の人の境遇改善の機会が失われた場合にも境遇悪化したと捉える「厳格な解釈」であり、ノージックは「弱い解釈」の方を穏当な解釈として妥当なものとして見ていたとされる (井上[2017: 101])。

実際、コーエンからは「しかし、もう一つの、受け入れたいものは専有がなかった場合に何が起こるかではなく、世界が共有のままであったという特別な仮説の下で何が起こったかを考えることで、但し書きを弱めることである」と批判され、オーツカからも（コーエンの主張を受けて）「誰も不利な立場に置かれなくするための手段として、ノージックのロック的但し書きは弱すぎる。なぜなら、自然状態における一個人が、他のすべての人を雇用して賃金を支払うことによって補償すれば、彼らが非私有地での狩猟・採集の貧弱な手作業の生活を続けた場合よりも悪い状況に陥らないように、そこにあるすべての土地について豊かな取得を行うことができるのである」と批判されているように、ノージックの基底線に対する解釈は弱い解釈であると見做されてきている (Cohen [1995: 83], Otsuka [2003: 23])。また、動物への

ロック的但し書き適用を考察するジョシュ・ミルバーンも、ノージックの基底線をかなり弱い解釈として見込んでおり、「私は、ノージックがこのような生死を分ける状況を用いるのは、まさにこのような状況が、専有のない仮想的な世界において、個人がより悪い状況に置かれる唯一の状況だからである、と指摘する」と述べている (Milburn [2016: 282])。コーエンやオーツカからの批判や、ミルバーンによる指摘に見られるのは、まさに後年ノージック自身がかつての議論について反省した理由とも言える、人道的配慮を軽視しすぎるというノージックのロック的但し書き解釈における難点のように思われる。

確かにノージックは、破局的状況においてのみロック的但し書きが侵されると考えているものの、同時に特許権のような知的財産や発明品に関してもロック的但し書きが適用しうると考え、専有期限を設けることを提案している (Nozick [1974: 180-182=1994: 303-305])。そのため、生死を分ける状況に限ってロック的但し書きが用いられるというノージック自身の予想については疑わしい。

このことは、直接的ではないがヴンディッシュによっても指摘されており、ノージックは特許権の期限を設けることに賛成しているため、社会の進歩や構成員の一般的な向上に適応していくものとして基底線を考えているのではないかとされている (Wündisch [2013: 208])。ノージックは基底線問題の検討を実質的に放棄しているため、彼の実際の考えは不明ではあるものの、ASUにおけるロック的但し書きの基底線は時間や状況に応じて変化するものとして考えたほうが良いように思われる。

先に示したコーエンや左派リバタリアニズムのノージックの議論における基底線認識は、ノージック自身のロック的但し書きの解釈における混乱によって生じた可能性がある。では基底

線が可変的なものとして、それはどのような基準によるのか。この点を検討するにあたって注目したいのは、ノージックのロック的但し書きの適用例や、適用する事例を提示するための思考実験である。次節ではそれらを取り上げて検討し、右派リバタリアニズムにおいてロック的但し書きをどのように解釈すべきなのかを提示することになる。しかし、次節に進む前に、これまで見過ごされてきた左派リバタリアニズム全般の難点について指摘しておく。

### III.3. 左派リバタリアニズムと専有

左派リバタリアニズムは、右派リバタリアニズムと同じく自己所有権に基づいた理論でありつつも、平等主義的但し書き、すなわち天然資源の平等な所有を考慮することによって再分配的な性格を強めた議論である。それ故、本稿で提示する議論において克服しうる左派リバタリアニズムの難点を指摘することは有益だろう。彼らの議論において特徴的なのは、天然資源の平等主義的な取り扱いであることは確かだと思われる<sup>13)</sup>。もちろん、左派リバタリアニズムにおいてもいくつかの立場に分かれているものの、以下のように天然資源の扱いに着目していることは示されている。

左派リバタリアニズムには様々な形態があり、他の最優先規範主義 (first order normative doctrines) (功利主義や契約主義など) にも様々な形態がある。しかし、すべての形態が、完全な自己所有と、天然資源のある種の平等主義的所有にコミットしている。(Vallentyne, Steiner, and Otsuka [2005: 203] 〈〉内は原文表記を筆者が補足)

しかし左派リバタリアニズムは天然資源を含む無主物や、専有という行為についての検討が不足しているように思われる。つまり、無主物

の専有に対する努力の存在や効力についての検討があまり見受けられないのである<sup>14)</sup>。ただ、この点はノージックも言及はするものの、曖昧なままにしている箇所であることも指摘しておく<sup>15)</sup>。

無主物の専有において、専有に至る十分な努力の内容を定めること、すなわち何をもって専有の正当な手続きとするかを定めることはあまりに複雑過ぎる。このことはノージック自身の中心的主張である権原理論を構成する獲得の正義を提示する前提として、それらの複雑さから検討しないことを明言されている (Nozick [1974: 150=1994: 255])。しかし、正当な専有に対する努力の内容を定めることは難しくても、無主物を専有するという行為、専有するための努力がどのような効力を発揮しているのかについては検討の余地がある。

ロック的但し書きは、無主物の専有についてその専有が他者の立場を悪化させることを理由に不当なものと思ふものだが、これは、本来無主物として扱わなければならないものを専有してしまっていることが理由にあると思われる。つまり、他者の立場を悪化させた状態というのは、ある無主物を専有するための努力の内容は正当であっても、その努力が専有を正当なものとするには不十分なところがあり、そこに本来無主物として扱わなければならない点があるということだ。匡正が求められるのは、その点にかかわっている。ゆえに、この無主物を専有物へと変化させる、専有するための努力がどのような効力を発揮するのかについて検討は加えるべきであったように思われる。

特に左派リバタリアニズムの議論は、その効力の部分に関連する、専有という行為の意味と、無主物とはどのような特性を持つのかについて難点を抱えている。すなわち、それは、左派リバタリアニズムは天然資源に対して、専有するための努力無しに各人に所有する権利があると

してしまっている点である。それは、オーツカの平等主義的但し書きにおいても見られ、彼は専有を他の人が等しく手に入れられるよう残して行うよう求めているものの、実際は各人が専有のための努力を行うまでもなく、取り分を持っていることにも表れている (Otsuka [2003: 24])。それはあたかも、ノージックがロールズを批判するべく例示した天からのマンナのモデルのように、天然資源というマンナが平等主義的但し書きに同意することで各人に平等に降ってくるようでもある (Nozick [1974: 198=1994: 331])。すなわち、そのマンナ (の全体であれ一部であれ) がどのようにして生じたのかについての検討が不足しているのだ。天然資源を発見した者や、資源開発を行った者の専有に対する努力への考慮がなく、これは直観に反するよう思われる。以上をふまえると、天然資源を平等主義的ななんらかの形で所有することへの根本的疑問が生じる。

また、この専有するための努力への検討不足が最も目立つのは、死者の財産の取り扱いであり、左派リバタリアニズムは以下のように遺贈を認めていない。

例えば、左派リバタリアニズム的な解釈では、ロックの「十分かつ同程度の」但し書きは、各世代が死亡した際に、少なくとも自分が取得した資源と同程度の価値の資源を無主物状態に戻し、次の世代が少なくとも自分と同程度の価値のある非所有資源を取得する機会を得られるようにすること求めている。(Valleyntyne, Steiner, and Otsuka [2005: 214])

オーツカの「個人は世界資源の一生分の賃借権しか持っていないのだから、自分が向上させた世界資源は一生分の賃借権に過ぎないのである」という記述が示すように、左派リバタリアニズムにおいて専有は専有者が死ぬと終わるも

のと考えている (Otsuka [2003: 38])。けれども、死によって苦労して専有した専有物の正当性がなくなるというのは、われわれにとって受け入れがたいように思われる。なぜならば、例えばある個人が自身の死後のため、墓地となる土地を専有していた場合、その土地も死とともに再分配されるべきものになるからだ。

このように、左派リバタリアニズムにおいて専有に伴う努力がどのような効力を発揮するのかについての関心の少なさが、その議論の難点となっていることは明らかである。では、右派リバタリアニズムにおいて専有という行為はどのように扱われるのだろうか。次節ではそれを含めて再分配原理の発展可能性の検討を進めていく。

#### IV. 到達可能性アプローチと無主物の特性

##### IV.1. 到達可能性アプローチ

本節では、ノージックのようなロック的但し書きについての解釈を、到達可能性 (reachability) アプローチとして提示することが目的となる。そして、この到達可能性と深く関連するのが無主物の特性 (character of bona vacantia) と呼ぶべき概念であるとして指摘する。先に到達可能性アプローチと無主物の特性について簡単に説明を行うと、到達可能性アプローチとは専有物を、専有者以外が手に入れられた可能性 (到達可能性) が高まるほど、その専有はロック的但し書きに抵触して不当とみなされるといふものだ。そして、無主物の特性とは、誰もがそれを手に入れるため努力しようと試みることができる状態を指し、あらゆる専有物に潜在しているものである。

この点に迫るためには、ノージック自身のロック的但し書きについての解釈ではなく、ノージック自身はどのような状況において適用されると考えていたのかを分析するべきだろう。な

ぜなら、先に述べた特許権の例のようにノージック自身ロック的但し書きの解釈と適用例には乖離が生じているためだ。ノージックはこの乖離について意識していなかったため、再分配的原理の拡張性を認識すること無く、ASU以降、自身の提示したリバタリアニズムについて修正の必要性を認めたのだと思われる。

以下にロック的但し書きが適用されると彼が考える状況の一例を挙げる。

一旦、誰かの所有がロック的但し書きに反することがわかると、その人が (もはや無条件に「自分の財産」と呼ぶことは難しいが) 何をするにしても、厳しい制限が設けられる。したがって、ある人が砂漠にある唯一の井戸を専有して、好きなように料金を請求することはできない。また、自分が井戸を所有しているにもかかわらず、不幸にもその井戸を除いて砂漠のすべての井戸が干上がってしまった場合にも、自分の好きなように水代を請求することはできない。この不幸な状況は、明らかに彼の過失ではないが、ロック的但し書きを作動させ、彼の財産権を制限する。同様に、ある地域にある唯一の島の所有者は、難破船からの漂流者を不法侵入者として自分の島から追い出すことを命令することはできないが、これはロック的但し書きに違反するためである。(Nozick [1974: 180=1994: 302])

これらの状況は複雑な要素によって構成されている。それは運の要素であったり、諸個人の努力の要素であったり、ロック的但し書きの対象となる領域であったりする<sup>16)</sup>。恐らく、より詳細に検討していけば様々な要素が現れるだろうが、これらの状況において重要なのは、ロック的但し書きによって再分配される対象となる諸個人の生じる過程である。再分配される対象となる諸個人らは、何者かによる専有の「後



の」存在なのだ。すなわちノージックにとってロック的但し書きは、専有者の次にその資源を求める可能性がある人々への配慮のために導入されていると言っても良い。

ノージック自身はその「後の」人々への配慮について、基本的に私有財産制によって解決されるとして、ロックの但し書きの背後にある「十分な量と同等の質の物が残されているべし」という趣旨を充足できたとした (Nozick [1974: 177=1994: 297])<sup>17)</sup>。

しかし、ノージックによって提示された他のロック的但し書きの適用例や思考実験を見ると、私有財産制度だけでなく別のものを「後の」人々への配慮として彼自身考えていたようにも思われる。特に未発見であった新しい有効な資源の専有や、特許権への時効設定に対する、以下に示すノージックによる少々長い記述は、両方の事例におけるロック的但し書き適用の基底線設定において何を重視していたのかを知る上で、重要な手がかりになる。

公の供給を全部奪う者と入手の容易な物資から〔その社会の〕全供給を生産する者との中間は、他の人々から奪うという形をとらないである物の全供給を専有するに至る者である。たとえば、ある者が、人の行かない場所で新しい物資を見つける。彼はそれがあ病気に効くことを発見して、その全供給を専有する。彼は他の人々の状況を悪化させてはいない。もし彼がその物資を偶然見つけなければ、誰もそれを見つかなかっただろうし、他の人々はその物資をもたないままの状態であったはずである。しかし時の経過につれて、他の者がそれを偶然発見したであろう可能性は高まる。この事実を基礎として、この物資に対する彼の所有権は、他の人々が基底線の立場以下にはならないように制限されるべきかも知れない。たとえば、その物資の遺贈が制

限されるべきかもしれない) 別の人が所有していたはずの物を奪うことによってその人の立場を悪化させる人というテーマは、特許権の事例に対しても啓発的であるかも知れない。発明者の特許権は、彼がいなければ存在しなかった対象物を他の人々から奪っているわけではない。しかし、特許権は、独立にこの物を発明する人々に対してはこの効果をもったであろう。それ故、これら独立の発明者達——独立の発明であることの挙証責任は彼らの側にあるかも知れない——は、(他人にそれを売ることも含めて) 思いのままに自分の発明を利用することを禁止されるべきではない。それだけではなく、既知の発明の発明者は、独立の発明が実際に行われる機会を、大幅に減少される。ある発明のことを知っている人達は、それをもう一度発明しようとは普通しないだろうし、ここでの独立発明の概念は、あまり輝かしいものではないからである。それでも我々は、もとの発明がなければ、いつか後で誰か別の者がそれをもって現れたかも知れないと仮定してもよいだろう。このことは、発明を知らずに独立の発明を行うために要したであろう時間を推定する大雑把な経験則として、特許権にタイム・リミットを加えるべきことを示唆している。(Nozick [1974: 181-182=1994: 304-305])

この記述において、ノージックによって提示されているのは、明らかに破滅的な状況におけるロック的但し書きの適用事例ではない。この事例は、破滅的ではない天然資源の専有と人為的な生産物に対するの専有についてのものである。

そして重要なのは、天然資源と特許権、両方の事例において、基底線の設定条件として何者かによる専有の「後の」誰かがそれを専有することになっていた可能性を重視している点であ

る。すなわち、その専有が、ロック的但し書きに基づいて他者の立場を悪化させる不当な状態としてみなすことになる基底線に抵触する条件を、現在専有している者以外（「後の」専有可能性がある人々）がそれを専有しうる可能性、「到達可能性」の高まった場合であるとしているのだ。この到達可能性というのは、ノージックの事例から見ても専有物において「無主物の特性」とも呼べるものが高まり、専有物が無主物であるべき物へと近づくことによって高まるものと言える<sup>18</sup>。つまり、正当に専有された専有物であっても、無主物の特性が高まることによって、本来無主物であるべきものを不当に専有していることになるということである。

まず無主物とは誰もが手に入れようと試みることができる状態を有している物であり、無主物の特性はその状態を指す。この無主物の特性を考慮すると、専有は無主物に対してなんらかの適切な量の努力（基本的には労働の投入）に基づいて保障されるものであるため、その努力の作用は無主物の特性、誰もがそれを手に入れようと試みることができる性質を抑えるためのものであると考えられる。故に、専有は無主物の特性を抑えられている限り正当なものとなされ、抑えられなくなった場合には不当なものとして見做されるべきなのである。つまり本質的に誰もが手に入れようと試みることができる無主物に（全体であれ部分的であれ）なっているにもかかわらず、それを専有していることが、ロック的但し書きに抵触するとみるべきなのだ。また、ここで適切な努力がもたらす効力にみられる特定の作用が、無主物の特性を「抑える」としているのは、その作用によって無主物が専有物に切り替わるように変化するというよりも、ノージックも「後の」誰かによる専有可能性が高まることによってその専有が不当となる場合があるとしているように、作用が弱くなると無主物の特性が高まっていき無主物となっていく

と捉える方が自然であるからだ。

この無主物の特性を抑えきれないほどの状態の物、すなわち到達可能性が生じている物を専有することが、基底線に触れた状態と言える。このように無主物の特性と、到達可能性に着目してロック的但し書きを解釈することを、「到達可能性アプローチ」と呼びたい。

では、無主物の特性が高くなる（到達可能性が高くなる傾向にある）のは、どのような要素によるものだろうか。おそらく、それは大きく分ければ三つになると思われる。第一に、先に示したノージックの事例にあるように「時間」である。ある無主物を専有物としても、時間が経つほどに最初の専有者以外の誰かによって専有されていた可能性は高まることになる。二つ目に挙げられるのは、「必需性」であり、誰もが求める物であるから専有される可能性は高くなると考えられるし、砂漠で唯一の井戸の専有を不当と見る事例や、専有されている島に流れてきた漂流者を受け入れないことを不当とみる事例にも必需性の考慮は見受けられる（Nozick [1974: 180]）。三つ目は「希少性」であり、希少な物ほど無主物の特性が高くなりやすいことを示している。これは必需性とは違って、あくまで数的な性質を示すものである。たとえ多くの諸個人に必要とされていないものであっても、数的に少数ない場合は無主物の特性が高まることとなる。

時間、必需性、希少性これら三つの要素によって、無主物の特性が高くなりやすいかどうか設定される。ただし、これらの要素は単独で考慮することはできず、なおかつ実際の文脈によって大きく変わることは強調しておく。たとえば、ある無主物を専有した時点で、それが世界に一つしかないものの極めて必需性に乏しい場合は、到達可能性は発生したとしても非常に低いものになるだろう。

次節では、このアプローチに基づく右派リバ

タリアニズムの再分配的原理がどのようなものになるのかを提示する。

#### IV.2. 右派リバタリアニズムの再分配的原理

本節の目的は、右派リバタリアニズムにおける到達可能性アプローチによる再分配的原理がどのようなものになるのかを提示するものとなる。

最初に、到達可能性を考慮せねばならなくなる、つまり無主物の特性を持つ物は、天然資源にだけに止まらない点も指摘しておく。既に述べているように、ノージックは特許という人為的に生産された専有物についてもロック的但し書きの適用を考えており、右派リバタリアニズムのロック的但し書きは、左派リバタリアニズムのような天然資源に対する適用だけに止まらない可能性がある。また、この広範にわたる専有物に対する右派リバタリアニズムにおけるロック的但し書き適用の可能性は、既に無主物状態にある物がない状況においても、問題なく用いることができるために非常に柔軟性の高い実践的な再分配的原理となっているように思われる。なぜなら専有物から無主物の特性が消失することはなく、天然資源から作り出した人工物においてもそれは同じだからだ。

同時に、この到達可能性が生じた場合、実際に不当な専有としてどのような具体的な対応を行うべきなのかについて、本稿では導出し得ないということも認めざるをえない。ほんの少しでも無主物の特性が専有物に表れたのならばロック的但し書きの侵害とみなすということは正当である。そして、より厳密に言えば正当な専有というのは、その無主物（や生産物）に対して専有するだけの適切な努力が投じられた瞬間に成立し、その後専有者が何らかの専有のための努力を行っていても、時間という避けようのない要因によって無主物の特性は高まっていくものだ（但し無主物の特性が高くなることと、

到達可能性が生じることは別である）。そして、専有のための努力をせず（あるいは不足させ）、到達可能性を生じさせて不当な専有となった状態を解消するためには、その専有を止めるか、不当な状態が高まるにつれて賠償を支払うことが必要になるだろう。しかし前者の対応、専有を止める（止めさせる）ことは、完全に無主物として扱われるべき状態を除いて、投入された努力の作用分を考慮せねばならない。なぜなら、完全に無主物状態でない限り、専有物には専有者によって投じられた専有のための努力が投じられており、その点は正当な専有の根拠として考慮されてしかるべきだからだ。それゆえ、基本的には不当な専有状態に対しては、後者の賠償による対応となるだろう。つまり、上で導出し得ないと述べたのは、この賠償の支払い額の基準、算出方法、そして支払いの機会（タイミング）などについてである<sup>19</sup>。

このように、ロック的但し書きに対する右派リバタリアニズムの到達可能性アプローチにおいて、基本的にあらゆる専有物は不当な専有状態へと向かう傾向があるために、専有の努力がもたらす効力にみられる特定の作用が無主物の特性を抑えることができなければ、ロック的但し書きに抵触するために賠償する必要がある。そのため、到達可能性アプローチによる再分配的原理に基づいた制度によって行われる再分配を考慮する際の対象物は、左派リバタリアニズムよりも広範に行われるだろう。なぜならば、最初に述べたように、天然資源だけでなく、そこから作られた人工物についても再分配の対象となるため、ある専有物を手に入れることができる可能性を持つ諸個人全てが、賠償（の必要性が生じた場合にそれ）を受けることになるからだ。つまり、貧富や障害者か健常者かといった諸個人の状態を問わず、あらゆる諸個人が再分配によって賠償を受ける可能性がある。

しかし、適用される範囲に対して、基本的に

再分配の程度は緩やかなものになると思われる。なぜなら到達可能性が高い物（無主物に近い物）ほど専有していることが不当になるという事は、到達可能性が高いにも関わらずそれを専有することができていない諸個人への賠償を必要とするものでもあるからだ。例えば一般に必需性の極めて高い、衣類や食事、住居といった生存に関わるものは、到達可能性が高くなりやすく、それらを手に入れられない人々に対しては、所持している人々からの賠償という形で再分配が為されるべきとなる。到達可能性アプローチはそれに加えて、奢侈品のような希少性の高いものを所持している人々からも、それを所持して居ない人々に対する賠償として再分配が為されるべきとなるだろう。一方で、その奢侈品についても必需性は考慮されるため、必需性に欠けるものでない限りは、大きな負担を求められるものにはならない。重要なのは、到達可能性アプローチは時間を考慮することから、専有し続けることに対して賠償が求められるという点である。これにより、より多くの物を専有し続けるほど、継続してより多くの賠償を必要とされるという形で再分配を行うことが要請されるのだ。

このように、再分配的原理への到達可能性アプローチは、基本的に誰もが手に入れやすいものを所持している者から、それを手に入れることができない者への賠償という形になり、多数の諸個人から少数の諸個人への賠償という形になるだけでなく、奢侈品を持つ者から持たない者への賠償という形をとるため直観適合的でも

ある。加えて、専有し続けることの不当性を組み込むことで、寡占や独占といった状態を発生しにくくするだろう。

このように到達可能性アプローチによる右派リバタリアニズムの再分配的原理は、左派リバタリアニズムよりも広い範囲を再分配の対象とするだけでなく、貧富の差や身体的状態の差に関係なく賠償を受け取ることになる点で、人道的配慮をカバーする構想として提示できたように思われる。

## V. 結論と展望

本稿ではこれまで論じてきたように、右派リバタリアニズムの再分配的原理としてロック的但し書きに対する到達可能性アプローチを提示した。これによって、右派リバタリアニズムの再分配的原理の適用範囲は、左派リバタリアニズムよりも広がる可能性があり、より直観的な再分配となりうる展望を示すことはできたと思われる。

このことが、人道的配慮を直接考慮した再分配的制度と等しい効力を持つ再分配的制度であることを示しているとは明確には言えないものの、それでも元来指摘され続けてきた右派リバタリアニズムの再分配的原理の対象の狭さへの応答としては充分なものになったとは思われる。もっとも右派リバタリアニズムは本稿で取り組んだ再分配制度原理以外にも多数の重要な概念から成り立っており、それらについては今後の課題とし、本稿を終えることにする。

## 註

1. 本稿において、再分配という言葉に対して括弧付けている箇所は、国家による再分配と見做しうる行為（あるいは制度）全般を指すものとする。
2. 森村進の分類によれば、ノージックの議論は自然権論的最小国家論とされる（森村[2001: 23]）。後に取り上げる、自然権論を採用する左派リバタリアニズムについて、リバタリアニズムに分類することを森村[2005]



は否定しているものの、本稿では強固な自己所有権とそこから導出される自由を重視した議論という点ではリバタリアニズムに分類しうるものとして扱う。

3. ロック的但し書き以外には、賠償原理と呼ばれる再分配的原理が存在している。この賠償原理についての検討は少ないものの、マックから賠償原理の重要な概念でもある非生産性について、「彼のリバタリアニズムの完全性を維持するためには、この概念(非生産性)の使用を断念しなければならない」と批判されている(Mack [1981: 170])。
4. PPEに関連してブレナンも取り上げている、非理想的非理論という概念はマイケル・ヒューマーによって説明されており、ロールズの理想理論と非理想理論に対して、第三のアプローチとして提示されている(Brennan [2018])。その内容は以下に示す。

非理想的非理論では、完璧な社会を記述しようとするのではなく、実際にどのような政策や制度が採用されるべきかを述べようとするのである。これらの政策や制度がユートピアをもたらすと主張する必要はなく、利用可能な代替案よりも優れていると主張するだけだ(これが「非理想」の部分である)。そして、正義の原理やその他の社会的価値に関する一般的で抽象的な説明に訴えるのではなく、特定のケースに関する直観に訴えるのである(これが「非理論」部分である)。(Huemer [2016: 231])

5. ノージックはASU以降、最終的にリバタリアニズムの立場を破棄したとも言われる。しかし、実際にはジュリアン・サンチェスによるインタビューにおいて「私が『The Examined Life』で本当に言いたかったのは、私はもう以前のようなハードコアなリバタリアンではない、ということだ。しかし、私がリバタリアニズムから逸脱した(あるいは背教した!)という噂は、かなり誇張されていたのです」と言明している(Sanchez [2001])。但しASU以降、具体的にノージック自身によるリバタリアニズムに関する体系的に検討した議論は見受けられず、『Invariances』において論じられているような、断片的なものばかりである点には注意すべきだろう(Nozick [2001: 259-267])。
6. この公的な政治的関心における象徴性については、右派リバタリアニズムの「再分配」への態度に起因する問題に含むものかは本稿で踏み込むことは難しく、今後の課題としたい。この問題は、おそらく右派リバタリアニズムの社会や集団についての検討不足に起因すると思われるためである。
7. 新古典的自由主義はリバタリアニズムの核となっていた自己所有権に重きを置かないためロック的但し書きなどを採用せず、社会の構成員の利益を重視するという社会正義が重視されている(Brennan [2012: 129])。また、左派リバタリアニズムは自己所有権を不可侵なものとしては見ていない(Valleyntyne, Steiner, and Otsuka [2005])。
8. このように再分配的原理の必要性(あるいは必然性)を認めていることは、ノージックと同様に自由市場の有用性を強調するものの再分配的原理そのものを認めないマリー・ロスバードのような立場との大きな相違点でもある(Rothbard [1998])。
9. 気候正義については井上彰やキャラ・ナイン、ヴァス・ヴァン・デア・ヴォッセンといった論者からの、排出権や気候難民に対する土地分配といった環境保護やそれに起因する課題に対する論考がある(Inoue [2023], Nine [2010], Van der Vossen [2021])。また、基底線については、ロバート・エリオットやジョシュ・ミルバーンによる論考があり、彼らの基底線解釈に本稿では直接触れないものの、基底線の設定が重要な議論であることを認識させるものである(Eliot [1986], Milburn [2016])。

10. ノージックは、ジョン・ロックの所有物を腐敗させたり破壊したりしてはならないとする条件というもう一つの但し書きについては考慮しておらず、これについて説明はなされていない (Locke [1988: 290=2010: 329-330])。しかしこれは、特に本質的に無形の財産である著作などに対して、不都合を生じさせる可能性が高いためだろう。例えば出版された著作という情報財 (ここで紙の質や装丁の豪華さなど物質の価値はおいておく) について、これには破壊や腐敗という概念を適用させることができるのだろうか。本稿で検討する再分配的原理ならば、本質的に無形の財産などに対してもより適切に対応できる可能性はあるものの、財産そのものの定義について取り組むことは本稿の目的から外れるため、言及するに留めておく。
11. マックは自己所有権但し書きについて以下のように提示している。

但し書きの根底にある考え方は以下の通りである。人の自分に対する権利には、その人の才能とエネルギーに対する権利も含まれる。才能とエネルギーは少なくとも大部分が「世界相互作用力」であり、すなわち、自分の目的に沿って人の外の環境に影響を与える能力である。しかし、このような世界対話的な力は、本質的に関係的なものである。そのような力によって影響を受けることのできる個人外の環境が存在することが、その存在の本質的な要素である。このような理由から、行為者の持つ正しい世界相互作用力は、非侵襲的な手段によっても、侵襲的な手段によっても否定されうるのである。(Mack [1995: 186])

12. 実際、左派リバタリアニズムの論客の1人であるスタイナーは「正義とは、私の見解では、そして他の多くの現在の学説の見解では、人が、その貧困のうち自己に起因しないすべての要素または割合について補償されること、そしてその要素または割合のみ補償されることを要求するものである」と述べている (Steiner [2011: 329])。
13. ヴァレンタイン、スタイナー、オーツからは、バーバラ・フリードからの批判に応答する中で以下のように左派リバタリアニズムの主張を提示している。

左派リバタリアニズムの第二の中核的主張は、天然資源は何らかの平等主義的な方法ですべての人に所有される、というものである。天然資源とは、道徳的な地位を持たず (例えば、感覚を持たない)、神でない存在によって変容されていないものである。したがって、土地、海、空気、鉱物など、元の状態 (人間が手を加えていない状態) のものは天然資源であり、椅子、建物、農地のために切り開かれた土地などは天然資源ではない。(Valentyne, Steiner, and Otsuka [2005: 202])

14. 殆どの場合適切な専有に対する努力の内容は、対象の価値上昇や維持を意図した労働投入であると思われる。しかしそれだけに留まらない可能性は高いと考えたため、このような曖昧な表現を用いた。
15. ノージックはロック的な原始取得論の検討を行うものの、なぜ専有が成立するのかについては曖昧なままにしている (Nozick [1974: 174-178=1994: 292-299])。
16. ノージックは砂漠の井戸の状況について、もし残った井戸の持ち主がそれを維持するために努力していた場合はロック的但し書きが適用されるかどうかは変わるとしている (Nozick [1974: 180=1994: 302-303])。
17. フリードはかなり手厳しくノージックの財産権について批判しており、ノージックを含めて「困難な状況に陥ると、権利論者は功利主義に走る傾向があるということである」と述べている (Fried [2011: 233])。フリードはノージックによるロック的但し書きについて、他の者の同意無しにコモンズから獲得できるように

することの動機は、コモンズから私的所有を認めることで得られる膨大な功利的利益のためだと述べているものの、ミルバーンも指摘しているとおりノージックの但し書きにおける関心は、私的所有によって他の者の立場が悪くなるのかどうかであるため不適切のように思われる (Fried [2011: 233], Milburn [2016])。

18. ここで「無主物に近づく」としたが、後に言及するように時間が経つことによっても到達可能性が高くなることから、専有物は無主物に戻っていく傾向にあると言っても良いだろう。
19. 専有時に、将来の不当状態を見越して賠償を先に支払うのか、実際に不当状態に陥ってから賠償を支払うのか、あるいはその両方を考慮するのか、といったもの。事前の賠償、事後の賠償、継続的な賠償、賠償の規模や方法等、不当な専有に対する適切な賠償の検討に伴う諸課題は重要ではあるものの、今後の課題としたい。

## 文献

- Brennan, Jason (2012) *Libertarianism: What everyone needs to know*. New York: Oxford University Press.
- (2018) “Libertarianism after Nozick,” *Philosophy Compass*, 13(2): e12485.
- Cohen, Gerald A. (1995) *Self-Ownership, Freedom, and Equality*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Elliot, Robert (1986) “Future Generations, Locke's Proviso and Libertarian Justice,” *Journal of Applied Philosophy*, 3(2): 217-227.
- Fried, Barbara H. (2011) “Does Nozick have a theory of property rights?,” in Ralf M. Bader and John Meadowcroft (eds.), *THE CAMBRIDGE COMPANION TO NOZICK'S ANARCHY, STATE AND UTOPIA*, New York: Cambridge University Press, 230-252.
- Huemer, Michael (2016) “Confessions of a Utopophobe,” *Social Philosophy and Policy*, 33(1-2): 214-234.
- Inoue, Akira (2023) “A Lockean Theory of Climate Justice for Food Security,” *The Journal of Ethics*, 27(2): 151-172.
- 井上彰 (2017) 『正義・平等・自由 - 平等主義的正義論の新たなる展開』 岩波書店。
- Locke, John (1988) *Two Treatises of Government*, 2nd edition, in Peter Laslett (ed.), Cambridge: Cambridge University Press. =(2010) 加藤節(訳) 『完訳統治二論』 岩波書店。
- Mack, Eric (1981) “Nozick on unproductivity: the unintended consequences,” in Jeffrey Paul(ed.) *Reading Nozick: Essays on Anarchy, State, and Utopia*, New Jersey: Rowman & Littlefield Pub Inc: 169-190.
- (1995) “The self-ownership proviso: a new and improved Lockean proviso,” *Social Philosophy and Policy*, 12(1): 186-218.
- Milburn, Josh (2016) “The demandingness of Nozick's 'Lockean' proviso,” *European Journal of Political Theory*, 15(3): 276-292.
- 森村進 (2001) 『自由はどこまで可能か：リバタリアニズム入門』 講談社現代新書。
- 森村進 (2005) 『リバタリアニズム読本』 勁草書房。
- Nine, Cara (2010) “Ecological refugees, states borders, and the Lockean proviso.” *Journal of Applied Philosophy*, 27(4): 359-375.
- Nozick, Robert (1974) *Anarchy, State, and Utopia*, New York: Basic Books. =(1994) 嶋津格(訳) 『アナーキー・国家・ユートピア』 木鐸社。

- (1989) *Examined life: Philosophical meditations*, New York: Simon and Schuster.
- (2001) *Invariances: The structure of the objective world*, Cambridge: Harvard University Press.
- Otsuka, Michael (2003) *Libertarianism without inequality*, Oxford: Oxford University Press.
- Rawls, John (1971) *A Theory of Justice*, Cambridge: Harvard university press.
- Rothbard, Murray N. (1998) *The Ethics of Liberty*, New York: New York University Press.
- Sanchez, Julian (2001) "An Interview with Robert Nozick (July 26, 2001)," Julian Sanchez, <http://www.juliansanchez.com/an-interview-with-robert-nozick-july-26-2001/> 2023年6月21日DL.
- Steiner, Hillel (1994) *An Essay on Rights*, Oxford: Blackwell.
- (2011) "The global fund: A reply to Casal," *Journal of Moral Philosophy*, 8(3): 328-334.
- Vallentyne, Peter (2007) "Libertarianism and the State," *Social Philosophy and Policy*, 24(1): 187-205.
- Vallentyne, Peter. Steiner, Hillel. and Otsuka, Michael (2005) "Why left-libertarianism is not incoherent, indeterminate, or irrelevant: A reply to Fried," *Philosophy & Public Affairs*, 33(2): 201-215.
- van der Vossen, Bas (2021) "Property, the environment, and the Lockean Proviso," *Economics & Philosophy*, 37(3): 395-412.
- Wündisch, Joachim (2013) "Nozick's Proviso: Misunderstood and Misappropriated," *Rationality, Markets and Morals*, 4: 205-220.